

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）は、配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力のことです。DVは、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

そして、その多くが外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすい傾向があり、また、加害者（性別を問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向があります。

若年者においても、デートDV※の被害が深刻になっており、デートDVの防止は将来の「配偶者からの暴力」の予防にもつながることから、必要な啓発・教育の推進を図る必要があります。

また、DVの被害者は圧倒的に女性が多く、このことは、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如、固定的性別役割分担意識※や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

DVは、かつては家庭内の問題として捉えられていましたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※（以下「DV防止法」という。）」が平成13年に施行され、「DVは人権侵害である」との認識が社会に定着してきました。

また、平成19年に行われたDV防止法の一部改正では、「市町村は、国の定める基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努めなければならない」と規定されました。

こうした状況を踏まえ、本市では、平成24年に「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止計画」という。）」を策定し、これまでの間、各種の施策を積極的に推進してきました。

昨今のDVと児童虐待が併存する事案や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活不安等によるDV被害が浮き彫りとなっている社会情勢を踏まえ、これまでの2次にわたる計画を通じた取組に加え、加害者、被害者、傍観者にならないための啓発や相談体制の充実、関係機関との連携等、より一層DV対策を推進するため「第3次DV防止計画」を策定するものです。

2 計画の基本目標

DVの防止に向けた取組を総合的かつ計画的に行うために、DVを防止する観点及び被害者を支援する観点から、以下の五つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 DV防止のための啓発・教育
- 基本目標2 DV被害者の早期発見と相談体制の充実
- 基本目標3 DV被害者の安全確保
- 基本目標4 DV被害者に対する自立支援の充実
- 基本目標5 関係機関との連携

3**計画の位置付け**

- 1 この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。
- 2 この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針※」（以下「基本方針」という。）に即し、かつ、埼玉県が定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案して策定する計画です。
- 3 この計画は、「第5次新座市総合計画」や「第4次にいざ男女共同参画プラン」などの関連する計画との整合性を図った計画です。

4**対象とする暴力**

この計画が対象とする暴力は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）の形態とその具体例

形 態	具体例
身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、刃物などの凶器を突き付けること。
精神的暴力	大声で怒鳴ったり、「誰のおかげで生活できるんだ」などとすること。 無視すること。 交友関係や行動を細かく監視すること。 電話、メール、SNS※等を利用してつきまとうこと。 大切にしているものをわざと壊したり、捨てること。
性的暴力	避妊に協力しないこと。 脅しや暴力によって、性的な行為を強要すること。 中絶を強要すること。
経済的暴力	生活費を渡さないなど、経済的に困窮させること。
子どもを利用した暴力	子どもへの暴力をほのめかすこと。 子どもに暴力を振るうように命令すること。 被害者の方が悪いと子どもに思わせるようにふるまうこと。 子どものしつけがなっていないと被害者を責めること。 ※子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、「児童虐待」に当たります。 (児童虐待の防止等に関する法律第2条の4)

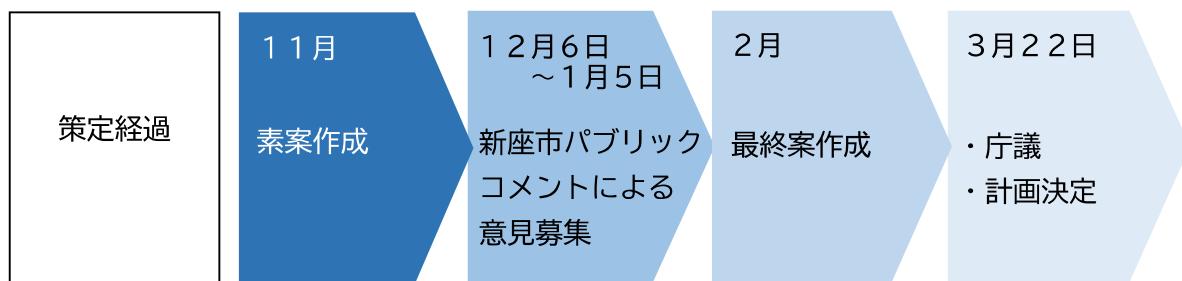
5**計画の期間**

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2次計画の計画期間は令和2年度末で終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、次期計画の策定を2年間延期しました。

なお、空白期間となる令和3、4年度については、第2次計画に定めた各種事業を各担当課において引き続き推進してまいりました。

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
第2次 DV防止計画	第2次DV防止計画に 定めた各種事業を 引き続き推進				第3次DV防止計画		

**6****計画の推進**

この計画を総合的かつ計画的に推進するため、府内組織や外部の関係機関を構成員とする新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議※を開催し、関係機関相互の連携を図ります。

また、各種の施策については、毎年度、進捗状況を把握し、市ホームページ等により公表します。

新座市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは
性別にとらわれず 性別により差別されず
対等なパートナーとして
自らの意思により
あらゆる分野に共に参画し
責任を担う社会の実現をめざして

ここに 新座市を
男女共同参画都市とすることを宣言します

- 1 家事と育児と介護を共に担う家庭をつくります
- 1 平等で働きやすい職場をつくります
- 1 生涯にわたり男女平等意識を育む地域社会をつくります
- 1 互いを認め思いやり人権を尊重するまちをつくります
- 1 豊かな環境と平和な社会を願い世界に友情の輪を広げます

平成13年11月1日制定